

令和2年12月16日
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）
株式会社アース・パートナー
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地
秋田県湯沢市字大島町6番地1
- (3) 許可の種類及び許可番号
産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第00506205532号）
- (4) 行政処分の内容及び理由
産業廃棄物収集運搬業の許可の取り消し
対象者は、令和2年11月18日に秋田地方裁判所において破産手続開始が決定された。
このことは、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当し、法
第14条の3の2第1項第4号に規定する許可取消事由に該当するため。
- (5) 行政処分の年月日
令和2年12月14日